## MAEA



レンダー側の独立環境コンサルタ ントによる社会活動に関する現地 視察レポート:

2010年3月

サハリンⅡ (フェーズ2) プロジェクト

サハリン**II** (フェーズ **2**) プロジェクトのファイナンス関係者への レポート 使用制限 – 商業使用 AEAT/ENV/R/3041 第 1 版 2010 年 5 月 題名

レンダー側の独立環境コンサルタントによる社会活動に関する現地視察レ

ポート: 2010年3月

サハリンⅡ (フェーズ2) プロジェクト

顧客名

サハリンⅡ (フェーズ2) プロジェクトのファイナンス関係者

顧客参照番号

Y-04287

機密、著作権、複製に関して

本レポートの著作権は、サハリンII(フェーズ 2)プロジェクトのファイナンス関係者に帰属し、2008 年 7 月 1 日付の BTMU(債権者の代理であり、かつサハリンII(フェーズ 2)プロジェクトのファイナンス関係者の代表)との契約の下、AEA Technology plc によって作成された。本レポートの内容は BTMU(債権者の代理であり、かつサハリンII(フェーズ 2)プロジェクトのファイナンス関係者の代表)の事前の文書による許可なく、その一部または全部を複製したり、組織や個人に引き渡したりしてはならない。AEA Technology plc は、本レポートに含まれる情報の解釈、利用、あるいはそこに含まれる表現に依拠することによって第三者に生じた、いかなる損失または被害に対しても責任を有しない。

## 書類参照番号

ED45224

報告書番号

AEAT/ENV/R/3041 第 1 版

AEA group 329 Harwell Didcot Oxfordshire OX11 0QJ

電話番号: 0870 190 1900

AEA は AEA Technology plc の商号である。

AEA は ISO9001 及び ISO14001 の認証を取得している。

**著作者** 氏名

ジュリアン・ウォーカー

承認者

氏名

ヘレン・ローレンス、ジェフ・ドラード

署名

SM Mans

日付

2010年5月26日

AEA ii

## 略語一覧

AEA Technology 社ー独立環境・社会コンサルタント

BIC ビジネス規律委員会

CAP 地域の社会意識向上プログラム

CLO地域連絡員GP苦情手続き

GTGT ガスブロム トランス ガス トムスク

HSE 健康・安全・環境

HSESAP 健康・安全・環境および社会活動計画

IEC 独立環境コンサルタント

IP先住民LNG液化天然ガス

PCDP情報公開及びコンサルテーションに関する計画PCDR情報公開及びコンサルテーションに関する報告

RAP 移住移転行動計画

RF ロシア連邦 SD 持続可能な開発

SI社会投資SIA社会影響評価

SIMDP サハリン先住少数民族発展計画

SP 社会的実績

SPT 社会貢献活動チーム

PMD パイプライン維持管理施設

iii AEA

## 概要

AEA Technology 社(AEA)は 2010 年 3 月 23 日から 31 日まで、ファイナンス関係者を代表してサハリン II フェーズ 2 プロジェクトの社会活動に関する現地視察調査を行った。調査の目的は、健康・安全・環境および社会活動計画(HSESAP)に規定された社会活動に関する公約の履行状況を、特に以下の 4 点に焦点を当てて、確認することである。

- 利害関係者に関する対応
- 苦情への対応
- 工事請負業者による社会活動関連公約の履行
- 社会活動関連公約に関する会社側の管理及び適用状況

プロジェクトの建設段階から操業段階への移行により、プロジェクトが地域社会へ与える悪影響は大きく減少し、現在も行われている持続可能な開発プロジェクトへの投資についても十分に定着・公表されている。加えて、サハリンエナジー社は、一般の人々が容易に苦情や問い合わせができるような広範囲にわたる利害関係者対応を行っている。サハリンエナジー社は、全般的に、非常によいレベルの利害関係者対応を行っており、その結果として、操業段階においても地域住民との建設的な関係を築いている。

苦情に関連する情報の管理は継続してよく行われている。昨年度における苦情件数は大幅に減少しているが、AEAは、この減少が、苦情申請手続きの認知度の欠如または地域住民の苦情申請へのためらいというよりもむしろ、建設工事減少に伴い地域社会への影響が減少したことに起因したものだと考えている。苦情の大部分は既に解決されるか、または HSESAP に公約されているように 45 営業日以内に処理されている。2009 年には、2 件の苦情のみが 45 営業日の期日を超過したが、これは、複雑かつ長期に渡る調査および折衝に時間を要した為である; AEA としては、サハリンエナジー社からのこの遅延理由に関する説明は満足のいくものであったと考えている。今回の現地視察調査期間中に、4 人の苦情申請者からの聞き取り調査を行ったが、全員が苦情処理手続き、特に苦情申請にかかる地域連絡員 (CLOs) の支援に、満足の意を表した。

サハリンエナジー社からの工事を請け負う業者の社会活動に関する公約履行状況に関しては、特段問題点は見つからなかった。ただし、AEAは、現在の工事請負業者が建設に関した社会活動の公約を熟知しているかについて確認し(操業段階においても建設工事が行われる場合があるため)、ならびに、サハリンエナジー社が、工事請負業者がこれらの公約に従っていることを確認する為の手段を講じる必要性があると考えている。

現時点で、AEAが十分には満足していないと考える唯一の領域は、LNGプラントの操業時向け居住施設に関して行われた社会的影響評価(SIA)ならびに、潜在的に影響を受ける可能性のある隣接世帯のモニタリングについてである。AEAはこのLNGプラントの操業時向け居住施設のための社会的影響評価に関する対応が十分ではないと以前に指摘し、透明性を維持するため、社会影響評価と調査項目の要約をサハリンエナジー社のウェブサイトに掲載することを推奨した。調査項目の要約はウェブサイトに掲載されたものの、隣接地域に関するインフラ施設の地図や所在に関する記述、もしくは、隣接地域への実質的・潜在的な影響への対処手段に関する記述が含まれておらず、AEAは内容が十分詳細なものではないことを確認した。

さらに、サハリンエナジー社は、LNG プラントの操業時向け居住施設は隣接地域に対し、悪影響よりもむしろ利益をもたらしているという理由から、隣接地域への影響調査を実施していない(道路の舗装や修繕、街灯の設置など)。否定的な影響は予想されないとしても、AEA は、依然として、LNGプラントの操業時向け居住施設の隣接地域でのモニタリングが必要と考えている。LNG プラントの操業時向け居住施設の建設工事完了の後、隣接地域の住民らからの苦情申請が行われているが、これらの苦情は定期的なモニタリング調査が行われていれば回避可能であったと考えられる。AEA は、以下の通り更なる推奨を行う。

AEA iv

総論として、現地視察調査の結果、重大な違反は見られず、社会活動は概して積極的に行われている。 社会面に関する管理活動の規模は、サハリンエナジー社への意識・姿勢の改善並びに苦情の減少と共 に、建設段階から操業段階への移行の結果として縮小されている。

AEAは、サハリンエナジー社が、現在の良いレベルの社会活動の維持、あるいは更なる改善の為、現地視察調査で特定された点に関し、以下の対応を推奨する。

- 1. 繁忙期に CLO が過剰勤務にならないよう CLO の業務量を管理する。
- 2. 工事請負業者が建設に関連した社会活動の公約を熟知しているようにし、操業段階中に行われる 全ての建設活動の際に、工事請負業者が社会活動の公約に従っていることを確認する。
- 3. 例えば、定期的な内部監査などを通じて、社会活動管理が広範囲にわたる HSE 管理システムに 沿うよう調整する。
- 4. LNG プラントの操業時向け居住施設と隣接地域との関係を示す地図や概観、ならびに社会的影響の管理およびモニタリングのために実施される対処手段にかかる説明を公表する。
- 5. LNG プラントの操業時向け居住施設に隣接した地域に居住する世帯のモニタリングを行うこと。 また、現在の苦情や、さらなる懸念事項の調査を行うこと。
- 6. 潜在的に社会的影響を伴う将来の全てのプロジェクトで社会的影響評価を実施すること(潜在的影響の大きさに応じて)。それらのプロジェクトから潜在的に影響を受ける可能性のある人々に対して社会的モニタリングを実施すること。

, AEA

AEA group 329 Harwell Didcot Oxfordshire OX11 0QJ

電話番号: 0870 190 1900



1 AEA